

2026年5月30日

〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人聖カタリナ学園
法 人 代 表 者	理事長 中田 婦美子
担 当 部 署	法人本部事務局
お 問 合 せ 先	089-993-1300

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○法人本部事務局・大学事務局：遵守状況点検、報告書作成

↓ 報告

○理事会・評議員会：遵守状況報告

↓ 報告

↓ 公表

○私立大学連盟

○ステークホルダー

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 学校法人及び各学校の長期的ビジョンのもと、目標を明確にし、中期的な将来計画と具体的行動計画を示す「中・長期経営計画」を2011(平成23)年度から策定し、今年度から第4期目(令和8年度から令和12年度)の初年度を迎えている。 「中・長期経営計画」の進捗状況については、毎年度作成する「事業報告書」を法人ウェブサイトに掲載・公表し、ステークホルダーに対して、当法人の教育研究目的を明確に示し、理解を得られるよう努めている。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」を制定し理事会及び評議員会の決議事項等を明確化すると共に、「理事の職務及び決裁権限規程」を定め担当職務及び権限を明確化し、理事長他役職者の選解任手続きについては、寄附行為及びその他各規程において定めている。 「コンプライアンス推進基本方針」及び「コンプライアンス推進規程」を定め、役員及び教職員へ法令等遵守について周知し、その実効性を確保している。 内部統制システム整備の基本方針及びその他各規程を整備等し、ガバナンス機関において法令で定められた事項を遵守し、各機関が建設的な協働と相互けん制が働くための仕組みを整えている。

基本原則「2．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 2－1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	カトリック教の精神を奉じ、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、世界の平和と人類の共通善を促進する人材を育成することを目的と定め、建学の精神「愛と真理」の下、キリスト教のヒューマニズムに基づいて全人を形成することを目指し、教育研究活動の向上に努めている。また、内部質保証に係る体制を整備し、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れ方針（アドミSSION・ポリシー）」の実質化を図ると共に、これらの点検・評価により内部質保証の充実に努めている。

遵守原則 2－2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	「地域連携推進室」を置き、教育研究活動の成果を広く社会に還元すると共に社会連携・社会貢献活動を行っている。 「カタリナ・ボランティアセンター（センター）」及び「学生ボランティアセンター（学生ボラセン）」を置き、各規程に基づき、センターは社会貢献活動を通じ地域社会が抱える問題に理解等を深め、学生の能動的学習を促し、地域社会等への貢献活動を教育的見地から支援し、学生ボラセンは、センターの助言・指導等教育支援を受けながら、主体性をもって活動を行い地域社会への貢献につなげている。 社会連携・社会貢献活動に関連する具体的な取り組みに係る目標は、「中・長期経営計画」に示され、その成果については、毎年度点検・評価を実施し、改善と向上への取り組みを行っている。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 3－1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学の公共性に鑑み、多くのステークホルダーから信頼を得られるようガバナンス機能の向上及び実質化を図るため、「監事監査等職務規則」に基づき、監事の独立性の確保し、監事の支援体制の整備を行い、監事機能の強化を図り、監事監査の実効性を高めている。 監事は理事会、評議員会、中・長期経営計画に係る委員会及びその他の重要会議に出席し、それらの妥当性・執行状況等を把握・検証し、必要に応じて意見を述べられる体制を整えている。 会計監査人の選任手続きは、法令に基づき適切に行っている。会計監査人と理事長及び監事は、定期的に意見交換を行っており、会計監査人と監事及び内部監査担当者についても、意見交換及び協議等を行っている。また、財務理事は会計監査人から定期的に監査計画及びその進捗状況について報告を受けると共に意見交換及び情報共有を行い会計監査機能の実質化に係る確認を行っている。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	寄附行為他各規程を制定等し、理事・監事・評議員の選解任及び選考手続きを明確化し、重要事項の理事会への報告体制の整備等を行い、「理事の職務及び決裁権限規程」他の規程を定め、理事及び教職員の権限等を明確化し、職務を遂行する体制の整備等を行っている。また、「コンプライアンス推進基本方針」及び「コンプライアンス推進規程」を制定し、コンプライアンスに則った体制整備を行い、学校法人の執行体制の実質化を図り、内部チェック機能を高めるため、内部監査規程に基づき内部統制体制を確立すると共に、監事・会計監査人・内部監査担当者が意見交換できる場を設定し、三様監査体制が有効に機能するよう体制を整え、「内部公益通報に関する規程」を定め、通報者の保護を含む公益通報体制を整え、内部通報の実質化を図っている。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	「情報の公開及び開示に関する規程」を定め、社会に対して適時適切に情報公開を行うための制度を整備し、情報公開にあたって、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、公開方法の工夫と改善を図っている。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	

遵守原則 4－1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事及び評議員に多様な外部人材を登用し、会議開催にあたり、資料を事前に送付する等、構成員に対し、情報提供等を通じて、各会議機能の実質化を図っている。

遵守原則 4－2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	学校法人会計基準に従った会計処理を行い、監事及び会計監査人の監査結果と共に財務状況について広く社会に開示すると共に、財務基盤の安定化及び経営基盤の強化を図るため、寄付募集の目的を明確化した上で広く一般に寄付を募っている。また、危機管理体制については、ハラスメント防止、情報セキュリティ、研究倫理、防災等に関する規程等の整備及びマニュアル作成等を行い、体制整備を行っている。